

鎌倉市子どもの家運営に対する要望書への回答について

平成 28 年 4 月 27 日付「鎌倉市子どもの家運営に対する要望書」につきまして、次のとおり回答いたします。

1 学童保育（放課後児童健全育成事業）の運営に関する要望について

- (1) 子どもたちと向き合える指導員の人員の充実を要望します。支援員の待遇の向上、運営主体である鎌倉市に雇用された支援員の確保、常勤支援員の確保、派遣会社による人員充足を避ける対策等を含めた具体的な取り組みを要望します。

(回答)

平成 27 年 4 月から施行された子ども子育て支援新制度（以下、「新制度」と言います。）では、複数名の職員によるお子様の見守り等の質の改善について求められており、放課後児童健全育成事業に従事する職員につきましては、保育士等の資格要件が求められるとともに、原則として、開所時間帯を通じて支援の単位ごとに 2 人以上配置することが、鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定されております。

このため、既存の支援員の継続的な確保や、資格を所持する支援員を増員する必要があることから、平成 27 年度、28 年度の 2 年連続で支援員の報酬単価を増額したところです。

しかしながら、子どもの家の利用希望者が年々増加していること、支援員の中には税法上の扶養の範囲内（年間 103 万円以内）での勤務を希望するものもおり、より一層人員の確保が必要となったことから人材派遣を活用している次第です。

支援員の確保及び施設の大規模化につきましては施設運営上の課題であると認識しており、平成 28 年 4 月の保護者会において説明させていただいたとおり、安定した運営を図るために指定管理者制度による運営を検討しております。

- (2) 入所児童の増加に対応し、より良い環境で子どもたちが過ごせるように、施設の充実を要望します。

(回答)

新制度では、お子様 1 人当たり 1.65 m²の面積を確保することが求められており、この基準に沿って施設の定員を定め、生活環境を確保しております。

しかし、施設によっては、体を動かして遊べる場所が少ないことや、様々な制約があることから、決して十分とは言い難い環境であることも把握しております。

施設の増床や移転につきましては、現在の施設の状況及び利用ニーズなどから、順

次実施していく予定ですので、計画が決定次第、当該子どもの家の保護者会会長等と連携をとりながら、早期の情報提供に努めてまいります。

- (3) 勤労者家庭の実情に合わせ、休校日の朝・土曜日・夜間など開所時間の拡大を要望します。より柔軟な受け入れ体制づくり、利用料金や人員の確保の観点からファミリーサポート事業を利用しやすくする等を含めた総合的な施策の具体的検討を要望します。

(回答)

子どもの家に勤務する支援員は、学校開校日につきましては主に午後の時間帯（午後7時まで）、夏休み等の長期休暇期間につきましては午前8時から午後7時までの間で、シフト制で勤務をしており、ご要望のとおり学校休校日の朝、土曜日、夜間などに開所時間を拡大した場合、さらなる支援員の確保が必要となります。

(1)にて、ご説明しましたとおり、指定管理者制度の導入を検討しておりますが、本制度を導入した場合は、効率的な運営が可能となることや、民間のノウハウを活かした弾力性のある運営が見込まれ、開所時間帯の拡大等の対応が可能であると考えられます。

また、台風等により登校時間を遅らせる場合等につきましては、お子様の安全を考えて保護者の判断により登校時刻を遅らせる等の対応が求められているため、ご希望に沿えず申し訳ありませんが、登校前の受け入れは致しかねます。

- (4) 昼食やおやつについて、市による提供も視野に入れた検討を希望します。勤労者家庭である保護者会の取り組みには質的な限界があります。

(回答)

手作りのおやつにつきましては、既存施設での調理は設備上困難であり、衛生面の観点からも保護者会にご用意いただいた市販のおやつを提供しております。

また、現在子どもの家には現金等の取り扱いをできる職員がいないことから、今後ともおやつの手配につきましては、ご協力をお願い致します。

- (5) 児童の健全な育成成長を保障するため、室内遊びだけでなく、学校施設や公園などを利用した遊びの提供、プール等の外出機会を増やすなど成長期の子どもにあったバランスのとれた遊びを提供することを要望します。

(回答)

鎌倉市子どもの家運営指針においても屋外での遊びについて謳っており、施設の

館庭や学校の校庭及び体育館など子どもの家の施設環境等に応じて、体を動かす遊びを取り入れております。今後も、お子様の意見も尊重しつつ、実施していきたいと考えております。

また、子どもの家では室内での過ごし方として、読書や宿題、ぬり絵などもできることから、DVDや漫画にとらわれない過ごし方もできるよう努めてまいります。

なお、行事につきましては、保護者会との共催も実施しているところですが、保護者会のみで行う行事がありましたら、子どもの家の運営時間中につきましては、支援員にお気軽にお声掛けいただけますと幸いです。

- (6) 学校と子どもの家のより緊密な連携を希望します。特に災害時・緊急時の児童の安全確保についてはよりいっそうの連携を望みます。

(回答)

お迎え下校の場合には、お子様の安全のため保護者によるお迎えをお願いしておりますが、一斉下校や集団下校の場合や、防災訓練によるお迎え下校の場合は、学校で規定の時間まで過ごした後、子どもの家で受け入れております。詳しくは、「風水害発生時等の子ども会館・子どもの家の対応」をご覧くださいますようお願い致します。

インフルエンザ等による学級閉鎖の場合、学校の授業時間帯は静かに過ごすこととしておりますが、子どもの家の入所児童が増加している中で限られたスペースで長時間過ごすことにつきましては課題であると認識しておりますので、気分転換できる時間の確保など検討してまいります。

- (7) 備品購入について、市の負担と保護者会の負担を明確にした上で、市の負担分については質の充実を要望します。

(回答)

施設の運営上、最低限必要な備品類等につきましては、市で用意することを基本としておりますが、これまで、保護者会からのご厚意でご用意いただいていた施設もありました。各施設で必要な備品類について確認を行い、必要に応じて予算措置するとともに、支援員とも認識の共有を図ります。

- (8) 安心安全の保障、防犯面の強化に関する検討、具体的な対策を要望します。

(回答)

現在、警報が発令された場合の一人帰りのお子様の帰宅方法の確認等において、保護者会にご協力をいただき、メーリングリストでの連絡をさせていただくこともありますが、保護者の確認がとれない場合は、電話連絡による対応をしているところです。

防犯面の対応につきましては、市民安全課による指導の下、定期的に不審者対応訓練を実施しております。また、隠語を使用するなどして、不審者に気づかれまいようにお子様に不審者の侵入を知らせるなど工夫し、お子様の安全の確保に努めております。

なお、防犯カメラの設置につきましては、今後の検討課題とします。

また、災害発生時は、お子様の安全を第一に考え、状況に応じて来所予定者の全員が来所していない場合でも、施設の玄関に避難先を掲示し、どこに避難をしているか把握できるよう対応したうえで、避難場所に避難することがありますので、ご了承くださいますようお願い致します。

2 放課後児童健全育成支援事業に関する回答

平成 27 年 4 月から子ども子育て支援新制度が施行されることに伴い、平成 25 年度に学童保育の利用ニーズ調査を実施しました。この結果を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」(以下、「きらきらプラン」と言います。)を策定しました。

きらきらプランは、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とし、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むものです。

施設の整備につきましては、きらきらプランに則り順次進めている状況ですが、近年では学童保育の利用ニーズが高まっていることから、待機児童を少しでも解消できるよう、次年度の入所希望者数を把握した段階で、きらきらプランの計画年度を待たずして整備を実施した施設もございます。混乱を招いたことにつきましては誠に申し訳ございませんが、状況をご理解いただきますようお願い致します。

また、平成 28 年 4 月からは、民間の力も活用しておりますが、施設が大規模化していることなどから、現在のニーズを全て学童保育で受け入れることにつきましては、限界も感じているところであり、長期的な計画として放課後子ども総合プランの実施についても視野に入れ、お子様の放課後生活の環境の確保に努めてまいります。

最後になりますが、お子様が成長していくうえでは、保護者の協力が必要不可欠であると考えますので、本市の放課後児童健全育成事業のご利用の際には、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い致します。